百九十六　海上自衛隊大湊航空基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	備考
青森県むつ市	青森県むつ市大字大湊字曽利川村下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字城ケ沢字相梨子（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字馬坂（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字川向（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字狐畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字下丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字中丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字畑下丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）及び大字城ケ沢字薪取道	一　北緯三十三度五十九分四十秒、東経百三十四度三十七分十五秒の点 二　北緯三十三度五十九分五十秒、東経百三十四度三十六分五十三秒の点 三　北緯三十四度〇分二十五秒、東経百三十四度三十六分五十秒の点 四　北緯三十四度〇分三十一秒、東経百三十四度三十六分五十秒の点 五　北緯三十四度〇分四十九秒、東経百三十四度三十六分五十五秒の点 六　北緯三十四度一分四秒、東経百三十四度三十七分二十四秒の点 七　北緯三十四度一分三秒、東経百三十四度三十七分五十三秒の点 八　北緯三十四度〇分五十一秒、東経百三十四度三十八分八秒の点 九　北緯三十四度〇分四十一秒、東経百三十四度三十八分三十三秒の点 十　北緯三十四度〇分二十秒、東経百三十四度三十八分三十五秒の点 十一　北緯三十四度〇分十五秒、東経百三十四度三十八分三十四秒の点	一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十七　海上自衛隊むつ小川原島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	備考
青森県むつ市	青森県むつ市大字大湊字曽利川村下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字曽利川村川下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字石橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字梨ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大部ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字丁ケ塚沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大沢上堺（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大沢田（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字近川下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字曽利村川下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字石橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字梨ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大部ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字丁ケ塚沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大沢上堺（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大沢田（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字近川下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大沢（次の図面に示す部分に限る。）及び大字大湊字薪取道（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯四十一度十五分三秒、東経百四十一度八分二十六秒の点 二　北緯四十一度十四分五十五秒、東経百四十一度九分六秒の点 三　北緯四十一度十四分四十二秒、東経百四十一度九分十九秒の点 四　北緯四十一度十四分十七秒、東経百四十一度九分三十四秒の点 五　北緯四十一度十三分四十一秒、東経百四十一度九分十八秒の点 六　北緯四十一度十三分三秒、東経百四十一度八分六秒の点 七　北緯四十一度十三分十一秒、東経百四十一度七分二十六秒の点	一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。